

新型コロナウイルス感染症拡大予防措置

緊急事態宣言の発令に伴う施設休業および理論科目・説明会オンライン対応のお知らせ (2020年4月8日)

2020年4月7日に7都道府県において法律に基づく「緊急事態宣言」が発令されました。

東京都は人の集まる施設を中心に休業を要請する方針であることから、都の方針に従い5月6日までの宣言期間中は施設をクローズさせていただき、5月6日迄に開催される実技講習・臨床実習の休講および実施日程の変更、理論講座・スクール説明会の実施をオンライン・電話にて対応させていただくことと致しました。

休講によりご不便をお掛け致しますが、何卒ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。